

(圧縮成形及び射出成形作業)、石材施工(石材加工及び石張り作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装作業)

4 実施期日

平成19年4月1日(日)から平成20年3月31日(月)までの間において別途指定する期日に実施します。

5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知します。

6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会で行います。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがあります。)

7 受検資格

(1) 3級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下、「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下、「規則」という。)第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者

(2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

申請書の用紙は、長野県職業能力開発協会配布します。(郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手140円分はったもの)を同封の上、長野県職業能力開発協会あて請求してください。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者に対しては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野南県町688-2 (郵便番号 380-0836)
長野県職業能力開発協会
電話番号 026 (234) 9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きしてください。)

(3) 受付期間

随時

(4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が定める方法によって手数料を納付してください。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者に対しては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付は不要です。

また、受検申請を受け付けた後は、申請の取消及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しません。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

検 定 職 種	金 額
鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空調和機器施工 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷製本 プラスチック成形 石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 表装 塗装	15,700円
機械検査 婦人子供服製造	13,000円

9 合格者の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、長野県職業能力開発協会から書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の交付

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には長野県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から3級技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

10 その他

本公告の3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

技能検定について不明な点は、長野県商工部雇用・人材育成課又は長野県職業能力開発協会までお問い合わせください。

雇用・人材育成課

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の事由による小諸市南部土地改良区の解散を、平成19年2月22日認可しました。

平成19年3月1日

長野県知事 村 井 仁

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県上小地方事務所長 田 中 利 明

1 入札に付する事項

(1) 借入等をする物品等及び数量

電子複写機10台(附属機器及び消耗品を含みます。)

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

- (3) 借入等の期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 納入場所
上田市材木町1-2-6
長野県上田合同庁舎及び長野県上田消費生活センター（詳細は、入札説明書によります。）
- (5) 入札方法
複写1回当たり及び用紙1枚当たり等の単価について行います（詳細は、入札説明書によります。）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」及び「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付及び交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- (1) 入札説明書の交付
本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵便料を添えて申請してください。
- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
上田市材木町1-2-6
長野県上小地方事務所 地域政策課
電話 0268 (25) 7111
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月23日 午前11時
イ 場所 上田市材木町1-2-6
長野県上田合同庁舎 501号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月12日（月）午後5時までに提

出してください。この場合において開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上小地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県上伊那地方事務所 竹 松 政 博

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品等及び数量
電子複写機6台（附属機器及び消耗品を含みます。）
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 借入等の期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 納入場所
伊那市伊那3497番地
長野県伊那合同庁舎
- (5) 入札方法
機器の賃借料を含む使用料等の単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市伊那3497番地
長野県上伊那地方事務所 地域政策課
電話 0265(76)6800

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月15日(木) 午前10時
イ 場所 長野県伊那合同庁舎 503号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月8日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上伊那地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 入札に付する事項

- (1) 借入等をする物品等及び数量
電子複写機9台(付属機器及び消耗品を含みます。)
- (2) 物品の特質
入札説明書によります。
- (3) 借入等の期間
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 納入場所
松本市島立1020
長野県松本合同庁舎
- (5) 入札方法
複写1回当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」及び「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市島立1020
長野県松本地方事務所 地域政策課
電話 0263(40)1955

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月14日(水) 午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 301号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月9日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

1 入札に付する事項

(1) 借入等をする物品等及び数量

電子複写機14台(附属機器及び消耗品を含む。)

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 借入等の期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 納入場所

長野県長野合同庁舎

(5) 入札方法

機器の賃借料を含む使用料等の単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」及び「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野地方事務所 地域政策課

電話 026(234)9500

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月15日(木) 午後2時

イ 場所 長野県長野合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望するものは、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月7日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月1日

長野県北信地方事務所長 古 坂 和 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県北信合同庁舎電気工作物保安管理業務委託

(2) 役務の特質

長野県北信合同庁舎の電気工作物保安管理業務

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

中野市大字壁田955

長野県北信合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を待機させ、緊急時の出動要請に対し原則40分以

内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、電気工作物保安管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955

長野県北信地方事務所 地域政策課

電話 0269 (22) 3111 (代) 内線 211

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月20日（火） 午後2時

イ 場所 長野県北信合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月16日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

千曲市新山土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

退任

氏名	住所
青木理	千曲市大字新山307番地
山崎明則	千曲市大字新山702番地1
荻原賢司	千曲市大字新山217番地2
丸山静子	千曲市大字新山151番地1
青木治夫	千曲市大字新山356番地

農地整備課

公告

県営三念沢地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成15年9月1日
- 3 工事の完了年月日
平成18年11月29日

農地整備課

公告

県営原池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成17年7月1日
- 3 工事の完了年月日
平成18年12月26日

農地整備課

公告

県営栢窪池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称

県営ため池等整備事業

- 2 工事の着手年月日
平成17年7月8日
- 3 工事の完了年月日
平成18年12月13日

農地整備課

公告

県営荏沢地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成16年9月8日
- 3 工事の完了年月日
平成18年12月11日

農地整備課

公告

県営川口地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称
県営中山間地域総合農地防災事業
- 2 工事の着手年月日
平成15年10月17日
- 3 工事の完了年月日
平成19年2月8日

農地整備課

公告

県営一倉田和地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月1日

長野県長野地方事務所長 片山昌男

- 1 土地改良事業の名称
県営中山間地域総合農地防災事業
- 2 工事の着手年月日
平成15年10月15日
- 3 工事の完了年月日
平成18年12月20日

農地整備課